

「大朝崇褒祖廟之記」再考

——丁酉年における「聖人の家」への優免——

森 田 憲 司

はじめに

中国においては、一つの家系が長期にわたってその尊貴な地位を継承し続けることは、古来稀である。その中で例外的な存在として、孔子（衍聖公家）、孟子（鄒国公家）、さらには孔子の弟子の顔回、曾参といった人々の子孫の家系があり、歴代の王朝から尊崇を加えられてきた。モンゴル人王朝である元朝の支配の下でも、この点に変化はない。ここでは、こうした家系を「聖人の家」と呼び、モンゴルの中国支配の初期における「聖人の家」への優免の成立と、それを伝える史料をめぐる問題について考えてみたいと思う。

筆者は、これまでに書いてきたいくつかの文章、例えば「元代漢人知識人研究の課題」^一、「中国—社会と文化」

五、一九九〇）において、元代の儒人政策の発端として、丁酉年（太宗九年、一二三七年）における、「聖人の家」への優免と儒人の選試についての聖旨の発布（いわゆる戊戌の選試）について考えてみる必要があること、また、前者については、「大朝崇褒祖廟之記」や「丁酉年鄒国公家免差發劄付石刻」などの石刻資料があり、それが問題の解明に有用な材料となることなどの点を指摘してきた¹。また、最近になって、丁酉年の「聖人の家」への優免について、シンガポール大学の蕭啓慶氏も、「大蒙古国時代衍聖公復爵考実」〔大陸雜誌〕八五卷六号、一九九二〕という論文を発表され、やはり上に挙げたような石刻資料を用いて考察を加えられているが、筆者の見解と重なる点も多い。この論文では、蕭氏の論文によって新たに教えられた点も参照しつつ、筆者がこれまで書いてきた丁酉年についての檢

討を、「崇褒祖廟記」を中心にしてまとめ直して叙述することを目的とする。その故に、「再考」の二字を論題に付した。

「再考」の文字を副題に付したのは、この問題についての基本史料である「大朝崇褒祖廟之記」が、一般に見ることが出来る唯一の録文である『光緒曲阜志』においては、誤字脱字が多く、利用に問題があったのに対し、日本国内の或る所蔵家からこの碑の拓本の調査の便宜を与えられ、より正確な録文を求めることができたことにも由来する。

この校訂録文については、多くの方に利用していただくために、資料としてこの論文の最後に掲げることにした。また、すでに活字にしたことのある史料ではあるが、鄒県の孟子廟に現存する丁酉年の命令文についても、一九八九年に筆者が撮影した写真からの録文を再度掲載することにした。これは、蔡美彪著『元代白話碑集録』（科学出版社一九五五）の録文に、日付に関わる部分で誤りがあるので、より正しい本文を提供するためである。

なお、金元二代続いた異民族支配の下で、中国儒学の正宗である曲阜の孔子廟と、孔子の後継者たる衍聖公とが、どのような運命をたどったのかという問題は、たんに一地

方の歴史、あるいは名家の運命といった問題にとどまらず、これら二つの異民族王朝の漢民族の伝統文化とその担い手である士大夫階層への姿勢の問題を考えるうえで一つの材料としても、意味があると考えられる。衍聖公家そのものについては、すでに中国社会科学院の陳高華氏が、「金元二代之衍聖公」（『文史』二七、一九八六、後『元史研究論稿』中華書局、一九九二）所収）という優れた論考を発表され、金元二朝における衍聖公家の変転、政權との関わりについて通述されているが、今回は、石刻資料をはじめとして陳氏の利用されなかった史料も用いているので、いく分かは新しい面を提示できた点もあるのではないかと考えている。

一 四つの史料の検討

まず、この論文において問題となる四つの史料について紹介しておきたい。すなわち、

ア 大朝崇褒祖廟之記（在曲阜孔子廟、以下「崇褒祖廟記」と略）

イ 丁酉年鄒国公家免差発劄付石刻（在鄒県孟子廟、以下

「丁酉年石刻」と略)

ウ 『孔氏祖庭広記』巻五所収命令文(四部叢刊統編所収)
エ 大蒙古国燕京大慶壽寺西堂海雲大禪師碑(在北京法源寺、以下「海雲碑」と略)

の四つである。

アの「大朝崇褒祖廟之記」は、現在も曲阜の孔子廟の大成門の東側に存在する石刻である。己亥、すなわち一二三九年に第一世衍聖公の孔元措によって立石されたもので、碑文の内容は、東平嚴氏の保護による衍聖公家の再興の経緯を述べている。その本文については、筆者の知るかぎりでは、光緒の『曲阜県志』巻八にのみ録文されているが、同書の録文・排印には、すでに書いたことがあるように、かなり問題があり、例えば、衍聖公家への優免が行なわれた年の箇所を、「乙酉」に誤るなど、史料としての理解に苦しむ部分が少なくない。前述の蕭氏論文も『曲阜県志』以外のテキストを利用できなかったようであり、この年代の問題については、「歴史的環境」に合わないとして、丁酉と断定している。今回は、先に書いたように、拓本との対校録文を作成使用することができた。なお、碑文の撰者については、碑末に「上元日東原李世弼記」とある。李世

弼については、高橋文治氏が、「泰山学派の末裔達」(『東洋史研究』四五巻一号、一九八〇)の中で言及されており、それによれば、彼は東平の人で、金の興定二年(一二二八)の科挙で息子の李昶と親子で合格を果たしたことで有名であり、晩年には東平の教授であったことについては、『元史』巻一六〇の李昶伝に述べられている。

イの「丁酉年石刻」とは、現在鄒県孟子廟の啓聖門に通じる道に沿って並ぶ碑刻群のうちの一つで、一つの石の下下に、ここで問題とする丁酉年の割付が上に、延祐元年(一二二四)に出された、孟家と顔家の他の派に対する蠲免に関する割付が下に、という形式で合刻されており、下截の末行に至順二年(一三三一)十月に孟惟恭によって立石されたことを記す一行がある。つまり丁酉年から約百年後に刻されたことになり、はたして文書に忠実に刻されているのかという疑問は残る。この石刻については、蔡美彪氏が『元代白話碑集録』に、「曲阜文廟免差役賦税碑」と名付けて、録文を収められている。ただし、所在地を「曲阜孔子廟現存」としているのがおかしいことについては、すでに入矢義高氏によって指摘されており、筆者も、この碑を鄒県孟子廟で実見している。また、蔡氏が丁酉を二二

九七年にあてられているのは、内容から考えて、六十年前の一二三七年とすべきであることは、すでに筆者の述べたところである。^⑧

ウの『孔氏祖庭広記』は、この論文の主人公である第五一世衍聖公孔元措によって編まれた曲阜孔廟の志書とでも言うべきもので、序文に「正大四年歲次丁亥十月望日訖功」とあり、金末の正大四年（一二二七）に成立したことが分かる。ただし、通行の『四部叢刊統編』所収本は、刊記によれば、モンゴルの支配下の壬寅の年（一二四二）に増補刊行されたものである。この再刊の問題については後述する。^⑨なお、この命令文には、日付が付されていない。

最後に、エの「大蒙古国燕京大慶寿寺西堂海雲大禪師碑」は、当時の華北の仏教界の大立者である、臨済宗の僧海雲禪師印簡のための碑石で、彼は後でも述べるように、丁酉年の蠲免にあたって関係した人物の一人である。撰者は「燕京編修所次二官」王萬慶^⑩で、立碑の時期は、碑末に「乙卯年九月望日」とあり、陳垣は憲宗五年（一二五五）に比定する。^⑪碑文は、石の両面にわたり全文で五千字を越えるといふかなりの長文のものである。この碑刻については、陳垣に「談北京雙塔寺海雲碑」という紹介文があり、

それによれば、碑石は、もともとは北京城内西長安街の雙塔寺にあったが、人民共和國建国後、長安街の拡張のために寺とともに撤去された。陳垣によれば、当初は北海公園の天王殿に移されていたらしいが、現在では、北京城内宣武区の法源寺の境内に立てられており、自由に見ることが出来る。この碑刻を著録・紹介する書物は多いが、全文を移録した金石書は少なく、葉恭綽（一八八一—一九六八）の『遐菴談芸錄』に収められた移録と、『北京文物与考古』第一号（一九八三）の蘇天鈞著「燕京双塔寿寺与海雲和尚」に侯埈による復元録文が掲載されているものしか知らない。後者については、かなりの文字が録文されているが、他の文献との対校の結果で録文を作成したとあり、どこまで原本などに忠実な録文かは不明である。碑の現状は、残念ながら漫患が激しく、今回の論文に直接関わる箇所にも読み取れない部分が少なくない。ただし、元の念常が撰した仏教史書『仏祖歴代通載』卷二一（大正新修大藏經卷四九・史伝部一）の海雲の死去の條に卒伝があり、碑文と内容が重なるため、記事のおおよそは知ることができる。

二 丁酉年に至る衍聖公家

ついで、それぞれの史料の述べるところに従い、丁酉年における「聖人の家」への優免の内容の検討に入るべきところであるが、その前提として、この年に至るまでの、衍聖公家について見ておく必要があると考える。ただし、この時期の衍聖公家については、前述したとおり陳高華氏の論文があり、また筆者自身も一般向けにはあるが、すでに書いたことがあるので（注1参照）、簡単に述べることにしたい。

一一二七年の宋室の南遷の際、当時衍聖公であった第四八世の孔端友も南方に逃れ、江南の衢州に留まった。彼の系統は、南宋滅亡時の第五三世孔洙に至るまで、以後六世代にわたって南宋王朝から衍聖公に封じられる（南宗）¹¹。それに対し、金朝でも端友の弟端操の子の孔璠を衍聖公に封じて、曲阜の孔家の祭祀を継承させ、以後その子孫が衍聖公を襲封していく（北宗、厳密に言えば任命したのは傀儡政権の斉である）。この系統の五一世の衍聖公が、この丁酉の蠲免の主人公とも言わべき孔元措である。

孔元措の生涯についての史料としては、孔元措自身の編

んだ『孔氏祖庭広記』巻一・世次の彼の部分や、『金史』巻一五孔拯伝、『闕里志』¹²巻二二・芸文三所収の党懷英「贈正奉大夫襲封衍聖公孔公墓表」（孔攄の墓表）がある。ここでは、こうした史料によって、彼の前半生について簡単に触れておきたい。

孔元措が生まれたのは一一八二年、父は五十世衍聖公の孔攄であった。明昌元年（一一九〇）に、父攄が死ぬと、まだ幼年であった彼は、第五一世衍聖公の地位を継承し、さらに承安二年（一一九七）には、父の後を承けて曲阜県令にも任じられた。ちなみに衍聖公が曲阜の県令を兼ねるのは、孔攄が大定年間に金朝によって任じられたことに始まる。しかし、モンゴルの進攻によって始まる金元交代期の混乱に、彼も巻き込まれる。すなわち、一二一四年五月には、中都に迫ったモンゴルの圧力を逃れるため、金の宣宗は都を汴京に遷したが（貞祐の南遷）、この年の七月に、孔元措は行在汴京に参じ、東平府判官の職を与えられる¹³。ここで発生する疑問は、なぜ孔元措が曲阜を離れて汴京に行かねばならなかったのかということである。その理由として考えられるのは、この年の正月に、曲阜が兵災を受けたことである。『孔氏祖庭広記』には、「貞祐二年正月二十

四日、兵災本廟に及び、殿堂廊廡、灰燼となること仕に五」
〔卷九・旧廟宅〕とあり、また、同じく『孔氏祖庭広記』
の孔元措が書いた序文にも「兵災に因りて、闕里の家廟、
半ばは灰燼の中となる」とある。さらに、この時の被害が
後にまで復旧しなかったことについては、「大徳十一年闕
里宅廟落成後碑」(李謙撰、『闕里広誌』卷一三・芸文)に、
「貞祐に一たび燬えて、久しくして未だ復さず」と書かれ
ていることで分かる。また、金室の南遷によって、当時南
流していた黄河の北にあった曲阜も危険地域となったこと
にも関係するのかもしれない。結局、母の死とモンゴルの
進攻による黄河以北の混乱のため、彼は曲阜に帰ることが
できなくなってしまった。そのまま汴京に止められた孔元措
は、改めて太常寺にポストを与えられ、金の末年には太常
卿の地位に進んでいた。そして、一二三三年の汴京陥落を
迎えることになる。このあたりから、「崇褒祖廟記」の叙
述内容が始まるのである。一方、衍聖公孔元措を欠いた曲
阜では、孔元用が一族を率いることになる。

三 「崇褒祖廟記」による蠲免の経緯と問題点

以下、「崇褒祖廟記」の蠲免の経緯に関わる部分、全体
の約三分の二ほどについて見ていきたい。ここでは、まず
段落に区切った碑文の訓読を掲げ、その箇所についての考
察を述べるという形で話を進める。

戊戌の歳正月哉生明、襲封謂いて曰わく、兵戈而来、復び
繩里に還り、廟貌を拝瞻し、林域を蕪除せるは、皆先祖先
の徳沢の致す所なり。請うらくは其本末を叙し、之を石に
鏡して、以て来者に諭さんと欲すと。僕は布韋を忝くする
こと久余なるも、嘗て聖教に補すること無く、今ま老いた
り。豈に文に不能なるを以て、遂に辞せんや。謹みて其事
を記して、之を敬述して曰わく、

戊戌の歳は一二三八年、哉生明は三日、襲封は言うまで
もなく、襲封衍聖公孔元措である。次の段で述べられるよ
うに、モンゴルの侵入による混乱の中、彼は金の行在であ
る汴京に移っていた。彼が、ふたたび曲阜に帰ることがで
きたのは、汴京でモンゴルの手に移った一二三三年より遅
れ、一二三七年頃ではないかと考えられることについては、

第五節で検討する。また、「僕」とは撰者の李世弼で、碑末に「上元日東原李世弼記」とある。李世弼については、すでにこの論文のはじめの方で触れているので繰り返さない。

先聖五十一年代の孫の襲封衍聖公を元措と曰う。太常卿を以て汴に寓するに、歳は癸巳、京城の変に当たり、領中書省耶律公の奏稟を被むり、檄こゝろえられて博に遷り、再び鄆に遷る。其の衣食の須いる所、舍館の安き、皆な行台敵相、之を資給す。親族三百指、坐して温飽を享くるは、咸な其の賜う所なり。以て歳時の祭祀、賓客の往来、閭里の慶弔、窮乏の贖済に至る、庇を仰ぎて足を取らざる莫し。

孔元措が、金の滅亡の頃には太常卿の地位にいたことについては、『孔氏祖庭広記』巻一・世次などに記事がある。孔元措は、癸巳歳（一一三三年）の「京城の変」、つまりモンゴルによる汴京陥落に際し、事前に「領中書省耶律公」すなわち耶律楚材（『孔氏祖庭広記』では、「丞相領省耶律楚材」と表記している）の力によって、汴京を脱出する。

この話は、『金史』の哀宗本紀や、『元史』の耶律楚材伝（巻一四二八）、宋子貞撰の楚材の神道碑（『中書令耶律公神

道碑』、『国朝文類』巻五七）などにも見られる有名な事件である。博州は東昌、鄆州は、これから孔元措の支持者となる敵実の根拠地の東平である。この時期の東平の学術文化については、安部健夫「元代知識人と科挙」（『史林』第四二巻六号、一九五九、後）、「元代史研究」〔創元社、一九七二〕に収録）や、高橋文治氏前掲論文がある。言うまでもなく、敵実は、金末元初の華北に出現した「漢人世侯」の代表的な人物で、山東省西部をその地盤としていた。『孔氏祖庭広記』では、「宣差東平路萬戸敵実」と書かれている。この部分の敵実の孔氏への厚遇の表現については後で触れる。また、注目すべきは、彼が東平まで帰っていないが、何年間か曲阜には入っていないらしいことである。この点も後述する。

行台は其の善を専らにするを恐れ、美を上に戻せんと欲す。麴こち之を中書に聞し、遂に孔氏の闔門をして賦を算するのと勿からしむ。看林の廟戸と雖も、亦た然り。吾相の賢明にして本づく所を知ると謂う可きなり。

中書が耶律楚材であることは前述。孔氏全体への賦の免除については、後に「山相」のもとで最終的に決定するこ

とになるので、ここでは触れない。林とは、曲阜に存在する孔家歴代の墓地「孔林」のことであり、孔林には、その管理のための「廟戸」が置かれていた。『孔氏祖庭広記』巻八・給灑掃廟戸にその沿革が述べられている。

既にして都運張公は公に告げて曰わく、瑜は上司に申稟し、専ら本路の暦日の售る所の白金を以て、聖廟を修飾せんとし、中書も又た足らざるを慮い、并せて売暦の金を益して以てこれを増せり。其の事は已に断事官山丞相に付せらるれば、麻君は当に親ら詣るべしと。

「都運張公」は、『孔氏祖庭広記』では「課税所長官張瑜」となっており、耶律楚材が、太宗二年（一二三〇）に、十路徴収課税所を設けた際に、東平路の長官となった人物として、『元史』太宗本紀に見える。¹⁴『元史』には、それ以外に張瑜の名は見えないが、『国朝名臣事略』巻一太師魯国忠武王（木華黎）に、「世家」からの文として、「己卯（太祖一四年、一二一九）、狼川の張瑜を以て右司郎中となす」という記事があることを、蕭啓慶氏が指摘している。¹⁵

曲阜孔廟の戦乱による損壊については、第二節ですで述べたが、暦日銀の付与とそれによる曲阜孔廟の修復につ

いては、『孔氏祖庭広記』の命令文にもあり、「仰せて（孔元措に）仍お祖廟を修完するを提領せしめよ、（中略）諸路の暦日銀の一半もて宣聖廟を修せしめ、益都・東平の両路は数を尽くして龔封孔元措に分付し、曲阜の本廟を修完せしめよ」とある。この暦の売上げによる曲阜孔子廟の維持という方策は、これ以後にも前例として考えられたように、例えば、世祖時代にも、王恽が『秋澗先生文集』巻八五の「用暦日銀修祖庭孔廟事狀」において、太宗時代と同様に東平・益都両路の暦日銀を曲阜孔廟の修治管理にあてることを提案しているし、順帝の後至元年間にも、山東の暦日銀の半分を以て廟の修飾の費に充てることが求められている（『闕里広誌』巻二十・藝文、宋濂撰「明故国子祭酒孔公墓誌銘」）。

断事官山丞相をめぐる問題については、後述。

公は之を聞き、忻然として遽に子弟を率い、驂乗を具して千里を遠しとせず、直ちに燕京に抵り、竹林堂頭簡老、長春宮大師蕭公に邂逅す。皆丞相の師友にして、喜びて相い許して之を優佑す。蕭は、詰朝に先往し、道は河を経たるに、冰未だ堅ならざれば、祝して曰わく、此行は私に致す

にあらず、宣聖の故を以てなりと。遂に馬を策して前む。余の者は冰圻せるを以て継がず。簡は親ら行かざると雖も、継いで侍者を以て往かしむ。皆な之が先容を為して、山相に言いて曰わく、宣聖の治世の？は天地日月の形容するのと能わざるが如し、今ま其の孫の林廟の故を以て親ら来たる。其の事に賛成するは亦た善ならざらんやと。丞相は敬いて之に従う。

この燕京で孔元措が会った二人については、節を改めて次の節で述べる。『孔氏祖庭広記』には、「竹林堂頭簡老」の名はなく、「長春宮大師蕭公」は、「古燕義士蕭元素」とあるのがそれであろう。また、「丞相」については、『孔氏祖庭広記』の命令文では、「与朝廷断事官丞相耶律田山為師友」とあって、耶律田山を指すことが分かる。

丁酉の歳、仲冬二十有六日、公は燕自りして固安の西に適き、山相の帳下に謁す。二師の先に言うの故に由りて、信宿して其の事に就く。宣聖の後は、悉く租賦を蠲せられ、顔孟の裔も亦た之の如し。襲封の職、祭祀の土田も並に旧に仍らしめらる。朝廷の優恤の徳は至渥なり。然れども、行台敵公に権興し、中書耶律公に維持せられ、丞相山公に

成り、事は三相を歴して、旧観を復せるなり。(以下略)

まず注目されるのは、「丁酉の歳、仲冬二十有六日」という日付で、これは、イの「丁酉年石刻」の命令文に付された日付と同じである。山相のいたという固安は、北京の南約五十キロにある。

そして、「山相」であるが、『孔氏祖庭広記』では、「朝廷断事官丞相耶律田山」となっている。蕭氏が、「耶律尹山」とされているのは、四部叢刊所収の『孔氏祖庭広記』では、彼の名前の左の一画が欠けて見えることからであろうがいかがか。いずれにせよ、「朝廷断事官丞相」と碑文に書かれている人物でありながら、この人物について具体的なことはなにも分からない。

一方で、「崇褒祖廟記」には見えないが、「丁酉年石刻」や『孔氏祖庭広記』には、命令文の提案者として「扎魯火赤也可那演胡都虎幹魯不」という言葉が見える。すでに『元代白話碑集録』に注されているように、「扎魯火赤也可那演」は、漢語では「断事官大官人」と訳される語であり、「胡都虎」と「幹魯不」は、人名である。

このうち、胡都虎は、他の史料に「忽都虎」、「胡土虎」、「忽都護」などの表記で名前の見える人物で、太宗の六年

「中州断事官」に任じられ、この時期のモンゴル側の漢地支配、とくに一二三五年の乙未の編籍では、中心人物であった。¹⁶⁾したがって、「聖人の家」への優免という問題にとつては、もっとも関係の深い人物の一人と言える。もう一方の幹魯不については、蕭氏の指摘するように、『元史』の憲宗本紀に、憲宗元年に牙刺瓦赤などともに燕京等処行尚書省事に任じられた人物の中に名前が見え、おそらくは同一人物であろうが、それ以外のことは分からない。

ところで、後でも引用するように、「海雲碑」には、「大官人は其の言を聞き、乃ち其の請に従い、復た其の爵を襲し、以て其の祀事を継がしめたり」とあり、関係者として、「大官人」という表現が見える。「海雲碑」は前後が欠落しているが、『仏祖歴代通載』によって補えば、「是の言」、「其の請」とは、海雲のものであることが分かる。つまり、海雲が孔元措の処遇について助言をしたのに対する結果とということになる。これを、「崇褒祖廟記」では海雲が侍者を「山丞相」のところへ派遣し説得したとなっていることと重ね合わせれば、「大官人」＝「山丞相」＝「耶律田山」という可能性も考えられるのであるが、「海雲碑」では、この話題の直前と直後のエピソードに、「忽都護大官人」と

いう表現が見える。とすれば、ここで問題としている箇所「大官人」も同様であると考えられ、タタル出身の胡都虎が、契丹姓の耶律を名乗る事は考えられず、別人物であるとすべきであろう。

さて、山相に会った結果、孔元措に対して、最終的に、顔孟の子孫をも含めての租賦の蠲免、さらに襲封の職と、祭祀のための田土についても従来通りということが認められたのである。また、この時の顔孟の子孫への蠲免についての命令文が、イの「丁酉年石刻」であることはいうまでもなく、そこでも、「垂聖の後は、仰せて僧道に依りて一体に差発を蠲免し去訖んぬ」とあり、蠲免が行なわれたことが分かる。ただし、この碑の上段ですでに、中書省、すなわち耶律楚材によって「孔氏の闔門をして賦を算すること勿からしむ。看林の廟戸と雖も、亦た然り」とあり、それとここでの山相による命令とがどう関係するのか疑問が残る。なお、牧野修二氏が最近「元代の税役用語差発について(上)」(愛媛大学法文学部論集 文学科編二八)を発表され、元朝における「差発」のさまざまな用例について分析を加えられつつあり、とくに近く発表される(下)で、丁酉年における蠲免について取り上げられるとされている

ので、蠲免の内容などについては、それを待つこととした。
い。

最後に、『孔氏祖庭広記』所載の命令文全体を示してお

く。
扎魯火赤也可那演の胡都虎・幹魯不、衆の扎魯火赤那演の言語。襲封衍聖公孔元措の来申に拠るに、宣聖の子孫は歴代並びに賦役を免ぜられたり、見に一十五家有り。歴代旧有の地土は六百頃、賦役を免ぜられて祭祀に供給せり。又た看林の廟戸は旧と百戸を設けらるも、見に十戸有り、洒掃等の事を構せず。如し文字到る日には、仰せて孔元措は旧に依りて「襲封衍聖公主奉先聖祀事」とし、仍お祖廟を修完するを提領せしめよ。孔氏の子孫一十五家、亞聖顔子の後八家、鄒國公の後二家、廟戸は旧に依るの百戸、計一百二十五戸の奉上せる絲線、顔色、税頃、軍役、大小差発に拠きては、並びに蠲免を行なえ。上項の戸計は尽く豁除を行ない、州県の所管に属せざらしめよ。諸路の曆日銀の一半もて宣聖廟を修せしめ、益都・東平の両路は数を尽くして襲封孔元措に分付し、曲阜の本廟を修完せしめよ。

四 「竹林堂頭簡老」と「長春宮大師蕭公」

まず「簡老」については、すでに蕭啓慶氏が、程鉅夫の『雪樓集』巻六の「海雲和尚簡公塔碑」に、海雲が竹林寺の住職であったと書かれていること、かれの名前が印簡であることから、海雲であるとの結論を出しておられる。ただし、この塔銘を見るまでもなく、蕭氏も引用しておられるように、この論文で史料とした「海雲碑」には、海雲と孔元措との関係が具体的に述べられているし、「住持竹林禪寺」とも書かれている。この碑文は、上述のように『退菴談芸云録』と蘇天鈞論文に移録されているので、全文を見ることができ、筆者は、北京の法源寺にある碑石を実見する機会を得たので、碑面からの読み取りを、葉恭綽および侯埒による録文によって補正しつつ、関係の部分を用いると、次のようなものである（*は欠字を、□は補なった部分を示す、読み取りと録文が異なる部分については、とくに示していない）。

初孔聖之後襲封衍聖公元措自汗渡河、復曲阜廟林之祀、
至燕以承* * * 師時言、(欠落)「乃」*之曰、夫儒者
之道、上「唐」舜禹湯文武周公、聖人之道行、君「臣

父子位定、故人倫明于上、小民親于下、孔子生于周末世、經戰國遍歷諸侯、而「主」*、終不能正、乃自衛反魯、尊王黜霸、刪定詩書、正「礼」*春秋、(欠落)得居人上之尊、臣下士民各守其「職業」、而不「敢」僭乱之者、天下共*之、盖孔子天生聖人、善稽古典、以大中至正之道・三綱五常之理・性命「禍福」之原・君臣父子夫婦之道・治國齊家平天下・正心「誠」意之本、自「孔子至此襲封、凡五十一代」、有國者皆使之襲承祀事、未之或闕、大官人聞是言、乃從其請、使復襲其爵以繼其祀事焉、師復以相伝孔子之道顔子孟子、今其孫俱存、「及」習周孔之業為儒者、亦皆獲免其差役之賦、使之服勤其教為****「凡与当世」王侯論治「民」之道、必以儒教為「先、其」不偏泥如此

前にも書いたように碑の状態が悪く、この箇所についても残念ながら欠落がはなはだしいが、「仏祖歴代通載」の該当の箇所を引用すると次のようになっている(大正大藏經による)。

初孔聖之後襲封衍聖公元措者渡河、復曲阜廟林之祀、時公持東平嚴公書謁師、師以襲封事為言於大官人、師

為其言曰、孔子善稽古典、以大中至正之道・三綱五常之礼・性命禍福之原・君臣父子夫婦之道・治國平天下・正心誠意之本、自孔子至此襲封衍聖公、凡五十一代、凡有國者使之襲承祀事、未嘗有缺、大官人聞是言、乃大敬信、於是從師所言、命復襲其爵以繼其祀事、師復以顔孟相伝孔子之道、令其子孫不絶、及習周孔儒業者為一言、亦皆獲免其差役之賦、使之服勤其教為國家之用

これを碑文の残存箇所と比較すると、「仏祖歴代通載」には省略はあるが、ほぼ同じ内容であることが分かり、読めない箇所については、それに拠ってよいであろうと思われる。今、いささか読みづらくはあるが、碑文の方を読んでみると(海雲が孔子の教えを述べた部分を除く)、

初め孔聖の後襲封衍聖公元措、汴^ト自^リ河を渡り、曲阜廟林の祀を復す。燕に至り、(欠落)師時に言へらく(中略)國を有つ者は皆な之をして祀事を襲承せしめ、未だ之を或は闕かず。大官人はの言を聞き、乃ち其の請に従い、復た其の爵を襲し、以て其の祀事を継がしめたり。師は復た孔子の道を相伝せる顔子、孟子の、今ま其の孫の俱に存せる、及び周孔の業を習いて儒と為れる者を以て、亦た皆な其の差役の賦を免ずるを獲

さしめ、之をして其の教に服勤せしむ。

このようにこの「海雲碑」には、海雲が、「大官人」に、孔元措をはじめ、儒者たちへの優免を説得したことが書かれている。もちろん、すべてが海雲の「大官人」への献言のゆえとされ、さらには「周孔の儒業を習う者」への差役の免除まで、海雲一人の活躍の故のように書かれているのは、墓碑に常の過褒として理解してよからう。

海雲については、岩井大慧に、「元初に於ける帝室と禅僧との関係について」(『東洋学報』第一巻四号、一二巻一号、二号、一九二二、後、『日支仏教史論攷』「東洋文庫、一九五七」所収)があり、その生涯や、元室との関係についても詳しく紹介しており、また最近では、冉雲華「元初臨濟僧人―海雲の禅法和思想」(『華岡仏学報』五)がある。彼は金の泰和七年(一二〇二)に生まれ、元の憲宗七年(一二五七)に死んだ臨濟宗の僧で、大宗オゴタイの尊崇を受け、さらに憲宗の元年には、道教の李真常とならんで、仏教の管掌を命じられており、太宗―憲宗朝の時期の仏教界の代表的人物といつてよいであろう。

次に、長春宮大師蕭公である。「孔氏祖庭広記」では「燕京義士蕭元素」と書かれている。長春宮は、現在の白

雲觀の西のあたりにあった道觀で、元来は天長觀あるいは太極觀と呼ばれていたが、チングスハンの尊崇を受けた全真教の教主丘処機がここに住み、丁亥の年(一二二七)に、チングスハンから「長春宮」の名前を賜っている。^②このように、長春宮は全真教の燕京における拠点であったから、この蕭公はおそらくは全真教の関係者であろうこと、しかも「大師」という称号を付されている以上、かなりの地位にいた人物と見てよいと考えられるのであるが、全真教関係の資料、例えば『道家金石略』所収の碑刻に見える宗系の類などを見ても、該当する人物を見出すことはできない。

蕭公については、もう一つの可能性として、蕭姓は太一教の開祖の姓であり、以後の教主も、俗姓に関わらず、蕭姓も名乗っていたことや、^③長春宮の前身天長觀は、北京が金の中都であった時代には、太一教に関係があったことなどから、^④太一教に関係する人物であったことも考えられる。ただし、この宗派に関する資料は少なく、少なくとも、筆者が『道家金石略』所収の太一教の資料を検索した限りでは、こちらにも該当する人物を見出すことはできなかった。いづれにせよ、「崇褒祖廟記」の「長春宮大師」とい

う呼び方や、『孔氏祖庭広記』に見える「元素」という名前から考えて、宗派は別として道教教団の關係者であることは間違いないであろう。

このように、孔元措及び「聖人の家」への蠲免の実現にあたっては、仏教の海雲、全真教の蕭元素といった宗教關係者が關係している。ここで他の宗教との関連から丁酉年の蠲免について考えておきたい。

従来から、「聖人の家」に限らず元朝における儒人に対する優免に関しては、当時の三教思想との関連や、さらにチンギスハンの大ヤサに見える宗教者への処遇との関連から論じられてきた。すなわち、儒教を他の仏道などと同様に、一つの宗教とみなして、宗教教団に対する優遇の一つとして儒人への優遇も与えられたという解釈である。とくに、ここで問題にしている丁酉年の「聖人の家」への蠲免については、「丁酉年石刻」の「仰依僧道一体蠲免差発去訖」という表現からも論じられてきた。つまり、この字句を以て、儒人を仏道と同列に並べたものとする理解である。しかも、耶律楚材の神道碑によれば、この丁酉の年には、彼の提案によって、僧道への試験も行なわれ、経文に通じない僧侶や道士を淘汰するようにと命ぜられている。たし

かに、そこには、「三教を汰す」とあり、それぞれのものが一連の施策であったようにも理解できるのである。

しかし、筆者は、丁酉年の命令文に関しては、関連する部分の読みは、「仰せて僧道に依りて一体に差発を蠲免し訖わんぬ」、つまり「僧侶や道士の例に依って、同様に差発を免除した」というように理解し、あくまでも蠲免のやり方の前例として仏道への処遇を例示したものと解釈すべきであると考えている。この碑の下截に同刻されている、延祐元年の命令文の中に、「依僧道例」と引用されているのは、当時の人も、この語句を「僧道の例に倣って」と理解していた例証とできるであろう。

なお、ここで依拠すべき先例とされている僧道に対する蠲免であるが、道教関係で現在知ることのできる最古の例は、盤屋重陽万寿宮や濰県玉清宮に残されている、癸未年（一二三三）のチンギスハンの聖旨碑であり、そこでは丘神仙とその弟子（すなわち全真教道観と道士）の差発賦税を免除する旨が記されている。丁酉年に先行すること十四年前である。

すでに書いたことがあるように、例えば、裁判における「約会」の場合などでは、明らかに儒仏道三教を対立的に

捉えており、儒が仏道と並列的に見られる場合が存在したことは確かである。しかし、こと丁酉の蠲免に関しては、上にも書いたように、命令文の文面からは、儒を仏道と一体の物としているとは理解し難いし、また、この蠲免は、言うまでもなく、同年に聖旨が出された儒人への選試の問題と切り離しては考えられず、この場合に関しては、モンゴルにおける宗教者への特権的処遇の問題としては考えないほうがいいのではないだろうか。それでは、ここに宗教者が名前を連ねていることを、どう理解すべきかという事になるが、彼らが当時モンゴル政権と結びつくことによって持っていた力を、孔元措の衍聖公就任の背景として利用しようとする考え方に基づいていると見たい。その問題については次節で取り上げる。

五 襲封衍聖公主奉先聖祀事

一 建碑に至る事情

さて、『孔子祖庭広記』の命令文によれば、「この文字の到る日」に、孔元措を「旧に依って」、「襲封衍聖公主奉先聖祀事²⁶⁾」とするとしている。すなわち、この丁酉の年に、

孔元措にすでに金朝から与えられていた衍聖公としての地位が、モンゴル朝廷によっても再確認されたということになるのである。丁酉襲封の記事を載せる史料は多く、「崇褒祖廟記」でも、孔元措が山丞相に会った後の話として「襲封の職、祭祀の土田は並に旧に仍らしめらる」と記しており、丁酉年の襲封と理解できる。あるいは、「海雲碑」でも、彼の手紙の勧めに従って、大官人が「復た其の爵を襲わしめ、其の記事を継がしめ」たと述べられている。さらに言えば、元代においては、曲阜では、孔元措の襲封は、この丁酉の事と考えられていたらしく、後至元五年（一二三九）に立碑された、歐陽玄の「大元勅脩曲阜宣聖廟碑²⁷⁾」には、「太宗皇帝平金初年、歲在丁酉、首詔孔元措襲封衍聖公」とし、以下この命令文の内容を述べている。

しかし、その一方で、よく知られているように、『元史』太宗本紀には、太宗五年（一二三三）六月に「詔して、孔子五十一世孫元措（措）を以て衍聖公を襲封せしむ」とある。この間の年代の相違はどのように理解すべきであろうか。

それには、話をふたたび一二一四年の貞祐の南遷に戻し、モンゴル進攻後の曲阜について見ていかなければならない。こ

の問題については、すでに、陳高華氏が前掲の「金元二代之衍聖公」で取り上げられており、関連史料も提示されているが、ここでは、「崇褒祖廟記」の成立という視点から述べていく。

さて、すでに書いたように、孔元措は祖地の曲阜を離れ、行在の汴京に向った。主とも言うべき衍聖公孔元措を欠いた曲阜では、彼に代わって孔元用が一族を率いる。孔元用の孫にあたる孔治の神道碑によれば、やがて侵入してきたモンゴル軍に対し、孔元用は一族を率いて投降し、これを受けて、チンギスハンから漢地の支配を任されていたムハリによって、彼は曲阜の県令に任じられた。さらに、『闕里志』卷二・世家志によれば、この時、ムハリは孔元用を衍聖公に封じ、印を給したという。^②『闕里志』は、明の書物であり、この部分は地の文であるので、元用の衍聖公就任を伝える史料としては弱いのであるが、次に書くように、孔元措の曲阜帰還に際して厳実の調停が必要とされたことから見ても、彼の就位があったと考えてよいであろう。ちなみに、ムハリは太祖の一八年（一二二三）に死んでいるから、これらの出来事はそれより以前の事となる。

また、この孔元用は、排行から分かるように、孔元措と

同じ第五一世ではあるが、四七世の時に枝別れをした系統の人物で、血筋としてはかなり離れている。^③孔元用は、やがて県令の地位を息子の孔之全に譲り、自身は、丁亥の年（一二二七）に益都攻略に参加し、その地で戦没したとい^④う。

一方、耶律楚材によって、陥落寸前の汴京から救出された孔元措は、その年の六月に改めてモンゴル朝廷から衍聖公に封じられたから、いわば二人の衍聖公が出現したことになる。その孔元措が、曲阜に帰ってきたわけであるから、当然の事ながら、曲阜の主の地位をめぐる問題が発生することになる。

この二人の衍聖公という問題の解決は、東平の厳実の調停に委ねられたのであるが、孔治の神道碑には、この事を次のように述べる。

金の已前の襲封公元措来帰し、同に武恵嚴侯に謁す。公（孔之全）因りて、譲りて曰わく、「賢を以てしても、長を以てしても、責は吾が叔に在り」と、元措は許して曰わく、「子の父子は林廟を保全す、当に其の邑を世ぐべし」と。武恵、之を允し、仍お邑に宰たること二十余年なり。^⑤

すなわち、曲阜の主たるべき人物が、二人存在する事態になった時、曲阜をその中に含む東平の実質的な支配者である嚴実の調停によって、衍聖公は孔元措に、県令は孔之全にとりう形で問題の解決が計られたのである。これが何時の事かについては、神道碑には記述がないが、「崇褒祖廟記」によれば、戦乱が始まって以来、はじめて曲阜に還ることのできた孔元措が、戊戌の歳の正月哉生明（三日）にその経緯についての碑を立てることを発案したとあるから、この調停はその前年、つまりここで問題としている丁酉年のことと考えるのが妥当であろう。

「崇褒祖廟記」には、孔元用、之全父子については、一言も触れられていないが、この碑が立てられたについては、単に特権の付与の宣言というだけではなく、こうした背景もあったのである。おそらくは、開封を脱出した孔元措に對して、その直後にいったんモンゴル朝廷から襲封を認められたが、現地にはすでにムハリの任命した衍聖公が存在した。そこであらためて、調停者嚴実の要請や在燕の宗教関係者の後援によって、その他の処遇を含めて、モンゴル政権から再確認がなされたのが、丁酉年の命令文ということになるであろう。そうした立場から「崇褒祖廟記」を

見直してみると、孔元措および孔氏一族に對する嚴氏による保護について、「其の衣食の須いる所、舎館の安き、皆な行臺嚴相之を資給す。親族三百指、坐して温飽を享くるは、咸な其の賜わる所なり。以って歲時の祭祀、賓客の往来、閭里の慶弔、窮乏の贍濟に至る、庇を仰ぎて足を取らざるは莫し」と、長文にわたって、その至れり尽くせりであったことを強調するのもうなずける。嚴氏によって衍聖公に復活できた孔元措としては、こうした賛辞は当然のことであつたのであろう。

そもそも、一二三三年に汴京を脱出した孔元措が、曲阜に帰らず、なぜ東平に留まったのか。この問題には嚴実との関係もあろうが、曲阜における孔之全の存在と無関係であつたとは考えられない。しかも、『孔氏祖庭広記』に一連の記事として載せられている、孔元措による樂人の收拾について、『元史』卷六八礼樂志二「制樂始末」では、太宗十年一月に孔元措が来朝して、樂官の散亡とその收拾について願ひ出、聖旨が下されたとしていのであるが、その聖旨の中に「各処管民官は、如し亡金の礼樂を知れる旧人有らば、其の家屬を并せて徙して東平に赴かしめ、元措をして之を領せしむべし」とあり、孔元措が東平にいた

ことが確認できる。さらに、この「崇褒祖廟記」の監造者として「五十世孫権襲封衍聖公主奉祀事掃」の名が見える事を考えると、孔元措の方で曲阜に代理人を送り込んでいた可能性もあるのである。

同じく彼の襲封を命じた丁酉年の命令文を載せた、『孔氏祖庭広記』の増補開版についても見てみよう。四部叢刊統編が影印した版本には、壬寅年（一二四二、オゴタイの皇后ドレゲネの称制元年）の刊記がある。それには、「大蒙古国領中書省耶律楚材、奏して皇帝の聖旨を准け、南京於り特に襲封孔元措を取り、闕里に赴きて奉祀せしむ。来たりし時、祖庭広記の印版を掣負する能わざれば、今ま謹みて増補校正し、重開して以て其伝を広くせんとす。壬寅年五月望日。（下略）」³⁸とあり、増補改訂の経緯が書かれている。ここでは南京、すなわち汴京から脱出した孔元措が、すぐに闕里、すなわち曲阜に至ったかのように書かれていることも、これまで述べてきたことと関連して注目されるが、それ以上に注目すべきは、この本の重開そのもの、とくにその改訂にあたって、丁酉の聖旨が増補されたことの持つ意味が大きい。上で述べた「崇褒祖廟記」の立碑と同様に、衍聖公孔元措の復活のマニフェストとしての性格を

そこに読み取ることができないのではないかと考える故である。実は、「増補校正」とは言うものの、現行本の中で筆者の見つけることのできた正大四年以後に関する記事は、巻一・世次の孔元措の関する部分（すでに書いたように、現行本ではこの部分は補鈔）とこの丁酉の命令文のみなのである。こうしてみれば、ますますこの「増補校正」（ただし、現行本には不自然な空白もあり、金朝関係の記事の中には、削除が行なわれたものが存在する可能性はある）が目指したものの意味ははっきりするであろう。だからこそ、命令文の引用の後に、世話になった人名を並べ、文章を「儒教、此れに由りて復興す」と結んでいるのであると言える。

丁酉年の蠲免をめぐる史料には、孔元用、之全父子の名前は、全く見えない。いったん衍聖公家の主に返り咲いた孔元措によって残されたこれらの石刻や書物の中には、彼らの名前は不要であった。これは、石刻資料の持つ性格、すなわちそれが刻され、立てられた時点での内容の固定という側面をよく示している例と言える。しかし、皮肉なことには、孔元措には子供はなく、弟元紘の孫である漬が継ぐが、すぐに地位を追われ、衍聖公は世祖フビライの治世

を通じて空位となり、成宗テムルの即位した元貞元年（一二九五）になって、之全の子である孔治が継承して、以後この系統に衍聖公の地位は移ることになる。そして、この系統としてはじめてモンゴルのハーンから正式に衍聖公に封ぜられた孔治の神道碑に書き残された、祖父元用、父之全についての記事から、我々ははじめてこの間の事情を知ることができるのである。というよりは、そのような事情で襲封した孔治の神道碑であったからこそ、父祖についての記事がそこに書き留められねばならなかったのである。

おわりに

以上が、「崇褒祖廟記」を主な材料としての、丁酉年における蠲免への経緯と、それを伝える碑刻の立石をめぐる問題についての再検討である。文中で幾度か触れたように、この問題については、筆者の研究とほぼ並行して、蕭啓慶氏の論文が発表され、また衍聖公家自体についても、陳高華氏の研究があつて、筆者自身の過去に発表したものも含めて、今回とくに大きな新知見を加えることはできなかった。しかも、本来主題であるべき蠲免の中味そのものには、

立ち入ることができず、同年に発布された戊戌の選試についての検討と合せて、今後の課題として残す結果となつたのは、筆者の力不足の故とはいえ残念であるが、次の機会の事としたいと考えている。

[注]

(1) このうち、「丁酉年鄆国公家免差発割付石刻」については、「石刻史料による元代漢人社会の研究 その一史料としての在鄆孟子廟丁酉年石刻をめぐる」(『三島海雲記念財団研究報告書』平成元年度、一九九〇)においても論じている。また、筆者の金元交代期の衍聖公家についての文章には、他に「孔子の子孫に見る知識人支配の実態—元朝治世下の衍聖公」(『歴史群像』二五「ジンギス・カン下」、一九九一)がある。

(2) 山東の石刻と言えば、『山左金石志』を想起するが、同書巻二一は、この碑について著録するものの、移録はしていない。

(3) この人物については、明の史職撰の『三遷志』巻六・宗系に略伝がある。

(4) 「蔡美彪氏編『元代白話碑集録』を読む」(『東方学報』京都二六、一九五六)

(5) 「元代漢人知識人研究の課題二、三」(『中国—社会と文化』五、一九九〇)、「石刻史料による元代漢人社会の研究

その一史料としての在鄭具孟子廟丁酉年石刻をめぐって」

〔三島海雲記念財団研究報告書〕平成元年度、一九九〇

(6) 注三参照。

(7) 彼が王庭筠の子であることなどについては、陳垣注9論
文に考証あり。

(8) 次に紹介する蘇天鈞論文は、六十年後の延祐二年（一三
一五）とする。しかし、それでは文中で、モンケを「蒙哥
皇帝」とし、フビライの事を「護必烈大王」と呼んでいる
のと合わないと考ええる。

(9) 原載は『人民日報』一九六一年四月三日。その後、

『芸林叢録第二』（香港商務印書館、一九六二）、『陳垣先
生近廿年史学論集』（存萃学社編、一九七二）、『陳垣学術
論文集』（中華書局、一九八二）などに再録されている。

このうち、『陳垣先生近廿年史学論集』には、『遐菴談藝錄』
の録文も併せて収められている。

(10) この移録が、碑の移動の後のものであることは、録文の
はじめに書かれた文章によって分かる。

(11) 南宋が明代まで続いていたことについては、『闕里広誌』
巻九・職官に記事があり、それによれば、明の弘治年間か
ら「翰林院五經博士主奉祀事」に代々任ぜられるようにな
る。また、『曲阜孔府档案資料選編』にも明代の衢州孔家
の史料がある。

(12) 『闕里志』にはさまざまな撰者の名を冠し、巻数・内容
を異にする明から清の刊本がある。ここで使用したのは、

内閣文庫所蔵の孔貞叢撰とする万曆刊本である。なお、先
に引いた『広誌』の方は、清の宋際と宋慶長が、『闕里志』
を増補したもので、康熙刊本がある。

(13) 『孔氏祖庭広記』巻一・世次によるが、四部叢刊本のこ
の部分は補鈔。

(14) 『元史』太宗本紀

（太宗二年）冬十一月、始置十路徵收課税使、以（略）

張瑄・王銳使東平。

(15) 蕭氏は『蒙韃備録』に見える、ムハリの下に「左右司二
郎中」がいて通訳の任に当たり、彼らは「金人の旧太守で、
女真人」であったという記事について、王国維が『蒙韃備
録箋注』において張瑄に当てていることも紹介している。

(16) 『元史』太宗本紀

（六年）秋七月、以胡土虎那顔為中州断事官。

『元史』巻一四六耶律楚材伝

丙申秋七月、忽都虎以民籍至。

なお、『新元史』は、巻二二六に胡土虎を立伝している。

(17) 『元史』巻三憲宗本紀

（元年六月）以牙刺瓦赤、不只兒、斡魯不、觀答兒等、充
燕京等処行尚書省事。賽典赤、匿答馬丁佐之。

(18) 扎魯火赤也可那演胡都虎・斡魯不、衆扎魯火赤那演言語。
拋襲封衍聖公孔元措來申、宣聖子孫歷代並免賦役。見有一
十五家、歷代旧有地土六百頃、免賦役供給祭祀。又看林廟
戸旧設百戸、見有十戸、不擄洒掃等事。如文字到日、仰孔

元措依旧襲封衍聖公主奉先聖祀事、仍提領修完祖廟。拋孔氏子孫一十五家・聖顏子後八家・鄒國公後二家・廟戶依旧百戸、計一百二十五戸奉上絲線顏色稅頌軍役大小差免、並行蠲免。上項戸計尽行除、不屬州縣所管。諸路曆日銀一半修宣聖廟、益都東平兩路尽數分付襲封孔元措、修完曲阜本廟。宣差東平路万戸徹突・課稅所長官張瑜申稟朝省、丞相領省耶律楚材重道出于特意、古燕義士蕭元素、与朝廷斷事官丞相耶律田山為師友、獨蕭公親詣以為先容、具道其所以然、儒教由此復興。

(19) 「元史」卷三憲宗本紀

(元年辛亥夏六月) 以僧海雲掌教事、以道士李真常掌道教事。

(20) 例えば、姚燧の「長春宮碑銘」(國朝文類卷二二)には、「惟是太祖格天之年、丁亥夏五、詔囚其号、易所居太極為大長春宮」とある。

(21) 『道家金石略』所収の太一歴代の墓碑・行状などに例がある。例えば、第二代韓道熙の墓碑の篆額は「太一二代度師贈嗣教重明真人蕭公墓誌銘」であり、王若虚撰の第三代王志冲の墓表は「太一二代度師蕭公墓表」(溆南遺老集卷四二)と題されている。

(22) 例えば、王若虚撰の「清虚大師侯公墓碣」(溆南遺老集卷四二)は、「明昌初、以高德応詔、入住中都天長観」と述べる。また、第三代王志冲の「太一二代度師蕭公墓表」にも天長観に住んだ記事がある(溆南遺老集卷四二)。

(23) この問題については、大島立子「元代の儒戸について」(中嶋敏先生古稀記念論集)下、一九八二を参照。

(24) 宋子貞撰、「中書令耶律公神道碑」(國朝文類卷五七) 丁酉、汰三教。僧道誠通經者、給牒受戒、許居寺観、儒人中選者則復其家。公初言僧道中避役者多、合行選試。至是始行之。

(25) この一二三三聖旨は、「道家金石略」、「元代白話碑集録」などに収められている。

(26) 「襲封」「主奉」などを動詞に読むべきように見えるが、「崇褒祖廟記」の文末には、「五十一代孫襲封衍聖公主奉祀事元措立石」と書かれており、全部を肩書きと理解するべきであろう。

(27) 拓影が「北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編」第四九冊に収められており、碑の末行に「至元五年歲次己卯十一月吉日建」とある。また、「圭齋文集」巻九にも「曲阜重脩宣聖廟碑」として収められている。

(28) 『闕里広誌』巻二十・芸文、蔡文淵撰「元贈中議大夫襲封衍聖公孔公神道碑記」
時天兵庄境、公(元用)以林廟為重、乃率孔族暨庶姓以降。其太師國王承制封拜以世襲曲阜縣令。

『闕里志』巻二・世家志
元用字俊卿、初貞祐二年孔元措從宣宗還汴、擬元用撰祀事。及宋克平山東、宝慶元年授通直郎權襲封衍聖公仙源令。(中略)元太師木華里統諸道兵至、承制拜襲封衍聖

公曲阜令、給降衍聖公印。

(29) 同じく四六世宗愿の子、孔若蒙の子孫が孔元措であり、孔若愚の子孫が孔元用である。

(30) 孔治の神道碑による。戦没年については、孔尚任撰『孔子世家譜』巻四による。

(31) 金巳前襲封衍聖公元措来帰、同謁武惠敵侯。公因讓曰、以賢以長責在吾叔。元措乃許曰、子父子保全林廟、当世其邑。武惠允之、仍居邑宰二十余年。

(32) 太宗十年十一月、宣聖五十一代孫衍聖公元措来朝。(中略) 於是降旨、令各処管民官、如有亡金知礼案旧人、可并其家屬徙赴東平、令元措領之、於本路税課所給其食。(ただし、同月ということを考えあわせると、元史が一年誤っている可能性もある)

(33) 大蒙古国領中書省耶律楚材奏准皇帝聖旨、於南京特取襲封孔元措、令赴闕里奉祀。來時不能挈負祖庭広記印版。今謹増補校正、重開以広其伝。壬寅年五月望日。門生曹国王恕重校、門生冀州伊辛重校

〔資料一〕

大朝崇褒 祖廟之記

戊戌歲正月哉生明襲封謂曰兵戈而來復還羅里拜瞻 廟貌蕪除林城皆 祖先德澤之所致請教其本末欲鑿之石以諭來者僕忝布草

久余嘗 * 無補於 聖教今老矣豈以不能文而遂辭謹記其事而敬述之曰 先聖五十一代孫襲封衍聖公曰元措以太常卿寓于汴歲癸

巳當京城之變 被領中書省耶律公奏東撤遷于博再遷於鄆其衣食所須舍館之安皆 行臺嚴相資給之親族三百指坐享溫飽成其所

賜也以至歲時之祭祀賓客之往來閭里之慶弔窮乏之贍濟莫不仰 庇而取足焉 行臺恐其專善而欲歸美於

上廼聞之 中書遂令孔氏闔門勿算賦雖看 林廟戶亦然 吾相賢明可謂知所本矣既而 都運張公告公曰瑜申東

上司專以本路曆日所售白金修飾 聖廟 中書又慮不足并以益 * 曆金增焉其事已付斷事官 山丞相麻君當親詣焉公聞之忻然遠

率子弟具驪乘不遠千里直抵燕京邂逅竹林 堂頭簡老長春宮 大師蕭公皆 丞相之師友喜而相許優佑之 蕭詰朝先往道經河

冰未堅祝曰此行非致私以 宣聖故遂策馬而前餘者以冰折不繼 簡雖不親行繼以侍者往皆爲之先容而言於 山相曰 宣聖治

世之 * 如天地日月莫能形容今其孫以 林廟故親來贊成其事不亦善乎 丞相敬而從之丁酉歲仲冬二十有六日公自燕而適固安之西

* 謁山相帳下由 二師先言故信宿而就其事 宣聖之後悉繼租賦而 顏孟之裔亦如之襲封之職祭祀土田並令仍舊

朝廷優恤 德至渥也然權輿於 行臺嚴公維持於 中書耶律公成於 丞相山公事曆 三相而復舊觀雖曰天不人不不因自非

* 流光遠何以鑠此曠昔 吾夫子抱堯舜禹湯文武之道而無堯舜禹湯文武之位秉堯舜禹湯文武之德而無堯舜禹湯文武之時題剛詩定書

〔執禮正樂〕周易作春秋六藝折中爲致治之成法律二帝三王之道日新而 * 窮以嗣後世者 夫子之力也凡聖君賢臣循史孝子修身齊家治

國平天下之道舉在於此由之則昌忽之則亡順之則治逆之則亂道固不變也 夫子道之宰也何莫由斯道也日新而無窮孔子子孫宜與之

而無窮百王知道之可尊所以尊 夫子也萬古知 夫子之可尊所以尊道也 夫子之道如天地之覆載日月之照臨無得而言其見於

諸子載於史籍志於傳記者特太山之一塵滄海之一滴適所以贊也無得而言焉姑述其事之本末者以此上元日東原李世弼記

歲次己亥春八十有五日五十一代孫襲封衍聖公主奉 記事元措立石

五十世孫權襲封衍聖公主奉 記事掃監造

五十世孫擊書丹并篆額 李信刻

○は臬志と読みを変えた字、□は拓本では読めない字、*は臬志でも読めない字、?は拓本から読んだが疑問の残る字
なお、印刷の都合で一部字体が原碑と異なるものがある。

皇帝聖旨裏

扎魯火赤也可那演胡都虎斡魯不衆扎魯火赤
那演言語今准襲封衍聖公孔措申曲阜縣見有

宣聖祖廟其 亞聖子孫歷代並免差發目今

兗國公後見有子孫八家鄒國公後見有子孫二
家事除已行下東平府照會是

亞聖之後仰依僧道一體蠲免差發去訖並不得
夾帶他族仰各家子孫准上照會施行奉到如此

右劄付

亞聖兗國公鄒國公之後子孫准此

劄付兗國公鄒國公子孫事

丁酉年十一月 二十六日